

国重要無形文化財の新指定について

平成29年7月21日（金）に文化審議会（会長 馬淵 明子）が開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記の文化財の指定が文部科学大臣に答申される予定です。今後、官報告示を経て、重要無形文化財に指定されることとなります。

記

【答申予定の重要無形文化財1件】

名 称	保持団体の名称および代表者	所 在 地
越前鳥の子紙	越前 ^{きずき} 生漉鳥の子紙保存会 会長 ^{やなせ} 柳瀬晴夫	福井県越前市新在家町8-44 (福井県和紙工業協同組合内)

本県関係の答申案件概要

【重要無形文化財（工芸技術）】

名 称	越前鳥の子紙
保持団体名称	越前 ^{きずき} 生漉鳥の子紙保存会（会長 ^{やなせ} 柳瀬晴夫）
指 定 基 準	芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な位置を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの
保持団体認定基準	工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体
鳥の子紙概要	<p>「鳥の子紙」とは、^{がんび}雁皮というジンチョウゲ科の植物を材料に漉いた紙で、色が卵の殻に似ていることからその名がある。肌は滑らかで耐久性に優れており、虫害も少ないことから、経典や貴重書等の用紙として愛用されてきた。</p> <p>越前で鳥の子紙がいつから漉かれていたのかは不明であるが、中世には、各地で製紙技術が発達するなか、越前の紙は公家や僧侶の土産として重宝されていたという記録がある。</p> <p>現在、越前鳥の子紙は、雁皮の繊維を用いて、「流し漉き」という技法で^{しょうぞう}抄造される。工程は、①雁皮の採取、②皮こき、③^{あく}灰汁出し、④^{しやじゆく}煮熟、⑤^{ちり}塵より、⑥^{こうかい}叩解、⑦紙漉き、⑧乾燥である。</p> <p>雁皮は繊維が細かく短いため、塵より等の原料加工には時間がかかるが、手間を惜しまず、各工程の作業が丁寧に行われることで、緻密で^{きめ}肌理が細かく美しい風合いの紙が出来上がる。</p> <p>現在は越前生漉鳥の子紙保存会によって技術の継承が図られている。</p>
保持団体の概要	平成27年3月27日、生漉鳥の子紙の技術を伝えていくため設立。正会員8名、準会員13名
これまでの指定	県指定無形文化財（平成28年1月12日）

【越前鳥の子紙の生産工程の概要】

雁皮の皮こき

原料となる雁皮^{がんぴ}には黒皮や節がついており、それらが紙料に混入すると紙質の低下を招くため、小刀等で丁寧に取り除く。



しゃじゆく 煮熟

雁皮を水につけて灰汁^{あぐ}を抜いたものを煮たのち、さらに草木灰を加えたアルカリ性溶液で煮熟する。雁皮の繊維をほぐれやすくすると同時に、不純物を水に溶ける物質に変え、繊維素だけを抽出する。その後水にさらす。



ちり 塵より

灰汁だしをした雁皮を水に入れ、雁皮の塵（繊維の損傷部や不純物）を手作業で丁寧に取り除く。



こうかい 叩解

塵よりを終えた雁皮を、木製の叩き棒で念入りに叩いて繊維をほぐす。その後、ビーターで繊維をさらに細かくする。



紙漉き

舟の中に叩解した雁皮を入れ、ネリ（舟の中の紙料を均一に保つための材料）を加えてかき混ぜる。次に漉き桁に竹簀をはめ、その上に紗を載せて流し漉きの技法で漉く。

